

○志賀町多子世帯入学祝金交付要綱

平成23年4月1日

告示第41号

志賀町定着促進事業交付要綱（平成19年志賀町告示第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、志賀町多子世帯入学祝金（以下「祝金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び高等専門学校並びに第11章に規定する専修学校（高等課程に限る。）その他町長が特に必要と認めた学校をいう。
- （2） 「保護者」とは、対象となる児童若しくは生徒の父及び母又は当該児童若しくは生徒の生計を維持している者をいう。
- （3） 「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する里親とし、養子縁組によって里親になっている者をいう。
- （4） 「定住」とは、町の住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）され、かつ、町に生活の本拠があることをいう。
- （5） 「入学時」とは、4月に入学した日をいう。

（祝金の対象及び目的）

第3条 祝金の交付の対象は、次条に定める対象となる者の第3子以降の子が小学校入学時、中学校入学時及び高等学校等入学時とし、その者に祝金を交付することにより、子育てに伴う家計の負担軽減を図り、もって町の定住促進及び少子化対策に寄与することを目的とする。

(対象となる者)

第4条 祝金の交付の対象となる者は、町に住所を有し、第3子以降の子を養育している保護者及び里親で、かつ、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 第3子以降の子が入学時の1年前までに、親子とも町内に定住していること。

(2) 第3子以降の子が入学時まで、町内での定住期間が1年間に満たないときは、町に転入後1年を経過していること。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、対象となる者及びその配偶者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、祝金の交付対象者としなないことができる。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税

(2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

(3) 志賀町児童福祉施設に関する費用徴収規則（平成17年志賀町規則第58号）第2条第1項に規定する保育料

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、第3子以降の子の次の各号に掲げる入学時において、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 小学校入学時 100,000円

(2) 中学校入学時 100,000円

(3) 高等学校等入学時 100,000円

2 祝金は、志賀スタンプ会又は富来商工会の商品券とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により祝金の交付の申請をしようとする者

(以下「申請者」という。)は、祝金交付申請書（様式第1号）を入学した

日から30日以内に町長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第2号に該当する者は、1年間町に住所を有した時点から30日以内に申請しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戸籍謄本（入学する子が第3子以降と分かる戸籍）
 - (2) 入学したことが確認できる書類（在学証明書又は生徒手帳の写し等）
 - (3) 町税等納付状況調査同意書
- (決定の通知)

第7条 町長は、規則第6条の規定により祝金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、祝金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(祝金の交付)

第8条 祝金の交付を受けようとする前条の決定通知を受けた者は、次に掲げる書類を持参し、希望する商工会の窓口にてこれを受領するものとする。

- (1) 祝金交付決定通知書
- (2) 祝金受領書（様式第3号）
- (3) 受領者本人の身分を証明する書類
- (4) 印鑑

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。